

措置状況総括表

令和3年5月28日公表分

平成28年度監査テーマ:人口減少対策に関する事業全般について

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み6, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見97(うち措置済み97, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

| 担当課等 | 措置状況 | 指 摘 | | | | | 意 見 | | | | |
|-------|-------------------------------|------|--------|------|-----|-----|------|--------|------|-----|-----|
| | | 措置済み | 措置中 | 措置予定 | 検討中 | 不措置 | 措置済み | 措置中 | 措置予定 | 検討中 | 不措置 |
| I | 人口増に直接寄与するもの | | | | | | 6 | 6 | | | |
| | 健康づくり課 | | | | | | 6 | 6 | | | |
| II | 育児環境の充実に寄与するもの | | | | | | 19 | 19 | | | |
| | 次世代育成・青少年課 | | | | | | 12 | 12 | | | |
| | 医療政策課 | | | | | | 3 | 3 | | | |
| | 東部保健福祉局<徳島> | | | | | | 4 | 4 | | | |
| III | 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの | 4 | 4 | | | | 47 | 47 | | | |
| | 男女参画・人権課 | | | | | | 6 | 6 | | | |
| | 企業支援課 | 2 | 2 | | | | 8 | 8 | | | |
| | 労働雇用戦略課 | 2 | 2 | | | | 7 | 7 | | | |
| | 水産振興課 | | | | | | 9 | 9 | | | |
| | 農林センター 経営推進課 | | | | | | 11 | 11 | | | |
| | 建設管理課 | | | | | | 6 | 6 | | | |
| IV | UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの | 2 | 2 | | | | 26 | 26 | | | |
| | 県立総合大学校本部 | | | | | | 3 | 3 | | | |
| | とくしまぐらし応援課 | | | | | | 9 | 9 | | | |
| | 労働雇用戦略課 | 1 | 1 | | | | 10 | 10 | | | |
| | ダイバーシティ推進課 | 1 | 1 | | | | 2 | 2 | | | |
| | スマート林業課 | | | | | | 2 | 2 | | | |
| 合計(※) | | 6 | 6 | | | | 98 | 98 | | | |
| 構成比 | | 100% | 100.0% | | | | 100% | 100.0% | | | |

(参考)

令和2年5月29日公表分

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み6, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見97(うち措置済み95, 措置中0, 措置予定0, 検討中2, 不措置0)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み6, 検討中0, 未措置0) 意見97(うち措置済み92, 検討中5, 未措置0)

平成30年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み6, 検討中0, 未措置0) 意見97(うち措置済み91, 検討中6, 未措置0)

平成29年9月29日公表分

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み5, 検討中1, 未措置0) 意見97(うち措置済み79, 検討中18, 未措置0)

措置状況一覧表

平成28年度監査テーマ：人口減少対策に関する事業全般について

I 人口増に直接寄与するもの

| 報告書 ページ | 項目 | 指摘及び意見 | 講じた措置等 | 措置状況 |
|------------|-------------|--|---|------------------------------|
| 11-12 | 1 こうのとり応援事業 | | | |
| | イ 事業評価の有効性 | <p>評価基準として適当なものとして指定医療機関数が増えられる。指定医療機関の数が多いほど、治療を受ける人の利便性が向上されるからである。</p> <p>また、本事業の本来の目的は不妊治療の経済的負担の軽減を図り、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、受診件数を上げ、延いては妊娠件数を増加させることにある。</p> <p>その意味でも、評価基準としては指定医療機関数の他に、助成件数に対する妊娠件数割合なども入れてはどうだろうか。確かにデリケートな問題ではあるが、本事業の有効性を考えるにあたり大切な数値と思われる。治療を受けた人に対するアンケート等を実施することにより実態数値を把握することが重要である。(意見)</p> | <p>本事業の有効性を高めるための方策として、県内の指定医療機関に限らず、利用者の希望する他県の指定医療機関において不妊治療を受けた場合や、指定医療機関から指示書を受けた別の医療機関にて薬剤投与等の治療を実施した場合についても助成の対象となることを、県のホームページ等で改めて周知することにより、指定医療機関の増加と同様の効果が得られるよう、利便性の向上を図った。</p> <p>また、出産を希望する世帯を広く支援するため、国においては、令和4年度からの不妊治療の保険適用を目指して検討を進めており、保険適用までの間の措置として、令和3年1月1日以降の治療終了分から所得制限の撤廃や助成額の増額など助成制度が大幅に拡充されることとなった。</p> <p>この制度拡充にあわせ、県は不妊治療の治療成績等を不妊治療指定医療機関から任意で提供を受けることが可能となったことから、これらの実態数値の把握に努め、評価を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p> <hr/> <p><参考：令和2年5月29日公表分></p> <p>現在、県内に3か所ある指定医療機関については、身近にあるほうが利便性が増すと認識はあるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、他に要件を満たしている医療機関がないため、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。</p> <p>助成件数に対する妊娠件数割合については、評価を行う上で非常に有効であり、アンケート等も検討を行ったが、助成対象者のうち、特に妊娠に至らなかった方については、「妊娠しなかった」ことが大きなストレスであり、かつ医療情報</p> | <p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p> |

| | | | |
|--------------|---|---|-------------|
| | | <p>であるため、収集が困難である。 以上の状況や検討結果を考慮し、より適切な評価基準の設定が可能かどうか検討する。 (健康づくり課)</p> | |
| | | <p><参考：平成29年9月29日公表分> 現在、県内に3か所ある指定医療機関数については、身近にあるほうが利便性が増すと認識はあるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、今後、増える状況にはない。 助成件数に対する妊娠件数割合については、意見の趣旨を踏まえ、データを取得する適切な調査方法がないか検討を行う。 以上の状況や検討結果を考慮し、より適切な評価基準の設定が可能かどうか検討する。 (健康増進課)</p> | <p>検討中</p> |
| <p>12-13</p> | <p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <p>本事業の有効性を高めるためには指定医療機関を増やすことが必要である。 指定医療機関について治療の質を確保する観点から要件の厳格化は必要だと思われるが、治療を受ける方の利便性を考慮すると対象となる医療機関を増やすことも重要である。 また効率性を高めるためには、周知活動を充実させることが重要となってくる。現在のところ関係医療機関への説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。 平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限なし」から「43歳未満」②通算回数が「10回」から「6回(40歳以降で開始した場合3回)」③年間回数が「2回(初年度3回)」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限なし」になっている。 この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。 また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会なども開催す</p> | <p>本事業の有効性を高めるための方策として、県内の指定医療機関に限らず、利用者の希望する他県の指定医療機関において不妊治療を受けた場合や、指定医療機関から指示書を受けた別の医療機関にて薬剤投与等の治療を実施した場合についても助成の対象となることを、県のホームページ等で改めて周知することにより、指定医療機関の増加と同様の効果が得られるよう、利便性の向上を図った。 また、これまで保健所や市町村をはじめ、指定医療機関、不妊相談室等と連携し、不妊に悩む方への制度の周知を行っているほか、ホームページやリーフレットの配布により制度内容の周知を行ってきたところ。 併せて、令和3年1月1日の制度拡充に伴い、改めて拡充された内容等についての周知を行っているほか、国においては、治療希望者等を対象とした不妊・不育に関する正しい知識の情報提供を行う全国フォーラムを開催し、周知啓発の更なる充実強化を図ることとしている。 なお、助成件数は10年間で2倍以上に増加し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っている。 さらに、令和2年度には、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関するリーフレットを作成し、毎年実施しているライフプラン講演会等で主に若い世代へ配布することにより正しい知識の普及を促進した。 (健康づくり課)</p> <p><参考：令和2年5月29日公表分></p> | <p>措置済み</p> |

る必要があるのではないだろうか。(意見)

指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、他に要件を満たしている医療機関がないため、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。

また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既の実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付、不妊相談室での周知のほか、今後引き続き県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。

なお、助成件数は10年間で2倍以上に増加しており、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っている。

さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。

(健康づくり課)

検討中

<参考：平成29年9月29日公表分>

指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。

また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既の実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付のほか、県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。

さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情

検討中

報の普及に努める。

(健康増進課)